第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

附 則

附則 (

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 添付2-1 (管理対象区域図)の全体図,入退域管理棟及び大型休憩所の管理対象区域の変更は,それぞれの区域の変更をもって適用することとし,それまでの間は従前の例による。

附則(平成26年7月9日 原規規発第1407091号)

(施行期日)

第1条

- 2. 第5条, 第87条, 第87条の2及び第89条については, 雑固体廃棄物焼却設備の 運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- 3. 添付 2 (管理区域図)及び添付 2-1 (管理対象区域図)の図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成25年8月14日 原規福発第1308142号)

(施行期日)

第1条

第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。

2. 添付2-1 (管理対象区域図) の地下水バイパス一時貯留タンク図における「汚染のおそれのない管理対象区域」については、それぞれの区域における区域区分の変更をもって適用する。

添付2-1については核物質防護上の理由 から公開しないこととしております。

添付2-1 管理対象区域図

(第92条, 第93条及び第93条の2関連)